

兵庫県公報

平成23年10月6日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

県議会告示	ページ
○ 兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則（議会告示第4号）

地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整を行うための場として関西広域連合連携協議会を設置するため、会議規則第123条別表に当該協議会を追加する。

県議会告示

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月6日

兵庫県議会議長 加 茂 忍

兵庫県議会告示第4号

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則

兵庫県議会会議規則（昭和36年兵庫県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

関西広域連合連携協議会	県議会と関西広域連合及び関西広域連合協議会との情報共有及び意見交換並びに県議会と関西広域連合又は関西広域連合協議会との連携に係る総合的な協議及び意見調整	議長、副議長、関西広域連合協議会議員である議員、議長が指名する会派の代表者（ただし、第1会派については2名）及び政務調査会長	議長
-------------	--	--	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。